

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局総務部学事課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市高等学校等奨学金の返還期限の特例措置についての申請
概 要	教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が奨学金を返還するべき期限を変更することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市高等学校等奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例（平成22年大阪市条例第54号）第3条 大阪市高等学校等奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（平成22年大阪市教育委員会規則第49号）第3条（ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市高等学校等奨学金返還債務取扱要綱 （ https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000469042.html ）
審査基準	高等学校等奨学金の返還期限が変更されるのは、債務の返還の始期に、20年から次の各号に掲げる期間を控除した期間を加えた期限を限度として定められる場合です。 （1）借受者が返還の請求を受けた債務の返還期間に相当する期間 （2）借受者が返還を免除された債務の返還期間に相当する期間
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	教育委員会事務局総務部学事課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局総務部学事課
ホームページ	
備 考	